

朝霞市学校体育施設開放 利用の手引き



目 次

◆学校体育施設開放利用要項	1
◆学校体育施設開放予定表	4
◆学校ごとの案内	
・朝霞第一小学校	5
・朝霞第二小学校	6
・朝霞第三小学校	7
・朝霞第四小学校	8
・朝霞第五小学校	9
・朝霞第六小学校	10
・朝霞第七小学校	11
・朝霞第八小学校	12
・朝霞第九小学校	13
・朝霞第十小学校	14
・朝霞第一中学校	15
・朝霞第二中学校	16
・朝霞第三中学校	17
・朝霞第四中学校	18
・朝霞第五中学校	19
◆学校体育施設開放事業 事故等対応要項	21
◆《参考》救命措置の手順	23
◆様式集	
学校体育施設開放施設利用団体登録申請書	32
学校体育施設開放施設利用申請書の書き方	33
学校体育施設開放利用者日誌	34
学校施設使用許可申請	35
学校施設使用許可報告書	36

1 趣旨

学校開放の制度は、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場の確保を図るため、朝霞市立小中学校体育施設開放に関する規則に基づき学校教育に支障のない範囲で朝霞市教育委員会所管の小学校及び中学校の体育施設を市民に開放し、スポーツの振興及び生涯学習の推進に寄与することを目的としています。

2 利用団体の要件

登録できる団体は、市内在住者及び在勤者10名以上で構成し、代表責任者のいるスポーツ・レクリエーション団体とする。なお、原則として高校、大学等のサークル・団体等は登録できないものとする。また、構成員が同一の団体を複数作成することはできません。

3 遵守事項

利用者は良識と責任をもって施設を利用すること。また、施設利用後は原状回復に努めること。

4 賠償責任

施設及び備品を汚し、壊し、又は失くしてしまったときは、損害賠償の責任を負うものとする。

5 利用団体登録手続き

団体登録申請書（指定様式・手引きP32参照）を年度ごとに、生涯学習・スポーツ課へ提出し、登録すること。※市ホームページより電子申請にて申請ができます。

6 学校体育施設開放調整会議

(1) 開放校

- ①朝霞第一小学校 ②朝霞第五小学校 ③朝霞第七小学校 ④朝霞第九小学校
⑤朝霞第一中学校 ⑥朝霞第二中学校 ⑦朝霞第三中学校 ⑧朝霞第四中学校 ⑨朝霞第五中学校

(2) 利用申請・許可

- ① 奇数月に行われる学校体育施設開放調整会議（以下「調整会議」という。）に参加し、翌月、翌々月分の利用調整を行う。調整後、学校体育施設開放施設利用申請書（手引きP33参照）を提出し、許可を受けること。なお、調整会議で他の団体と利用日時が重複した場合は、団体間で調整したうえで利用団体を決定する。
- ② 調整会議の翌日以降の申請は、生涯学習・スポーツ課の窓口で行い、許可を受けること。
ただし、利用申請は空き施設のみとする。

(3) 利用申請の制限

- ①体育館：調整会議当日から1週間以内は10枠までの利用申請とする。（5枠/月）
②校庭：調整会議当日から1週間以内は20枠までの利用申請とする。（10枠/月）
③鳴子踊り：調整会議当日は第一中学校校庭のみ利用申請ができ、その他の施設は調整会議当日から1週間経過後に利用申請できる。

7 学校開放運営委員会

(1) 開放校

- ①朝霞第二小学校 ②朝霞第三小学校 ③朝霞第四小学校 ④朝霞第六小学校
⑤朝霞第八小学校 ⑥朝霞第十小学校

(2) 利用申請・許可

上記学校で学期に1回程度開催する学校開放運営委員会に参加し、団体間で利用調整をしたうえで学校体育施設開放施設利用申請書を学校を経由して生涯学習・スポーツ課に申請し、許可を受けること。

【参考】開放校（学校開放調整会議と学校開放運営委員会の違い）

	①学校開放調整会議	②学校開放運営委員会
会議の開催	奇数月に総合体育館で開催	各学校で学期に1回程度開催
貸出調整	翌月、翌々月分の貸出しを調整する	3～6ヶ月分の貸出しを調整する
特徴	・複数校を一括して開放するため、管理者と利用者の関係が希薄 ・学校と利用者の接点が見出しづらい ・短期の調整を行うため、会議の回数が多く、利用者の負担が大きい	・学校関係者が会議に出席し、学校と利用者の連携が図り易い ・連絡網の作成をする為、利用者間の連絡が取り易い ・長期の調整を行うため、会議の回数が少なく、利用者の負担が少ない
開放校	一、五、七、九小学校 一、二、三、四、五中学校	二、三、四、六、八、十小学校

8 利用の中止

施設の利用を中止する場合は、速やかに生涯学習・スポーツ課まで連絡すること。

9 利用方法

(1) 施設等の鍵の借用、返却

- ①施設等の鍵は、総合体育館で利用許可書を提示して、借用すること。
- ②鍵の返却は、原則として利用時間内に行うこと。ただし、利用日が総合体育館の休館日の場合は、借用は利用日前日とし、返却は利用日翌日の正午までとする。
- ③団体間での鍵の受け渡しも可とするが、その際は引き継ぎを受ける団体が総合体育館に連絡すること。

(2) 駐車場・駐輪場・水道及びトイレ等について

駐車場・駐輪場・水道及びトイレ等は、指定された場所を利用すること。

(3) スプリンクラー（散水機）の使用について

- ①使用する際は、散水エリアに人がいないことを確認してから散水すること。
- ②散水中は、制御盤に代表責任者又はそれに代わる者が常駐し、適正に管理すること。
- ③使用した際は、利用者日誌に記入すること。

(4) 清掃、片付け

清掃、片付けは利用時間内に行い、代表責任者又はそれに代わる者が必ずその確認をすること。
特にゴミなどは必ず持ち帰ること。

(5) 消灯、施錠

施設から退出する時は消灯及び施錠をし、代表責任者又はそれに代わる者が必ずその確認をすること。また、利用開始時に機械警備が作動していた場合は作動させること。

(6) 門扉の閉門

学校から退出する時は門扉の閉門をし、代表責任者又はそれに代わる者が必ず確認すること。

(7) 日誌の提出

日誌（指定様式手引き P 3 4）は、利用後に作成し、次のとおり提出すること。

- ・ 体育館：鍵返却時、総合体育館へ（エアコンを使用した場合は使用状況を記入）
- ・ 校 庭：月ごとに取りまとめ、直近の調整会議又は生涯学習・スポーツ課へ

(8) 降雨・降雪におけるグラウンド利用について

降雨・降雪時におけるグラウンドの利用については、グラウンドコンディションの保護の為、平日時は利用者にて、利用学校に問い合わせをすること。土・日・祝日時は、団体利用者の判断とするが、グラウンド整備を十分に行い翌日以降の学校授業等に支障をきたさないように整備を行うこと。

(9) 事故・事件発生時について

施設で事故・事件等が発生し救急・警察等に出動の要請をした場合には、早急に生涯学習・スポーツ課へ報告すること。

10 禁止事項

以下の行為は決して行わないこと。

- ① 施設及び備品を汚し、壊し又は失くしてしまうこと。
- ② 指定された場所以外（校舎、体育館ステージ等）に立入ること。
- ③ 指定された設備以外（放送器具、演台等）を利用すること。
- ④ 指定された用具以外（ボール等）を利用すること。
- ⑤ 指定された場所以外に自動車（自動二輪車を含む）などを乗入れ、または駐車すること。
- ⑥ 喫煙、飲酒をすること。
- ⑦ 火気を使用すること。
- ⑧ 騒音もしくは必要以外の音を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ⑨ 施設利用後の原状回復を怠ること。

11 営利を目的とした活動の禁止

団体関係者が自ら指導者等として、会員から必要経費以上の会費等を徴収し経済的利益を得ることを目的として行う活動は禁止とする。

12 利用の停止

以下のいずれかに該当する場合は、利用を停止し、また利用許可を取消すことがある。

- ① 上記 10、11 の禁止事項を行ったとき。
- ② 利用者が開放を許可した目的以外で施設を利用したとき。
- ③ 開放施設の保全、または利用に著しい支障が生じたとき。
- ④ 施設管理上やむを得ない必要が生じたとき。

13 団体登録の取消し

以上の注意事項を守らないときは、団体登録を取消すことがある。

【問い合わせ先】

朝霞市教育委員会 生涯学習・スポーツ課(朝霞市役所4階 40番窓口)

電 話：463-2403(直通)

(開庁時間：平日午前8時45分～午後4時00分)

学校開放 HP はこちら→



【参考】 開放する学校施設と時間

学校名	体育館		校庭	
	曜日	時間	曜日	時間
第一小学校	土・日	9時00分～17時00分	土・日	9時00分～17時00分
第二小学校 Tel:461-0042	水 日	18時00分～21時00分 9時00分～16時00分	日	9時00分～16時00分
第三小学校 Tel:471-1630	月～金 土 日・祝	16時00分～21時00分 9時00分～21時00分 9時00分～16時00分	木 土・日・祝	18時00分～20時00分 9時00分～16時00分
第四小学校 Tel:461-0363	土・日・祝	9時00分～21時00分	土・日・祝	9時00分～16時00分
第五小学校	火・水・木 土・日・祝	18時30分～21時00分 9時00分～21時00分	土・日・祝	9時00分～17時00分
第六小学校 Tel:461-0410	土 日・祝	9時00分～21時00分 9時00分～16時00分	土・日・祝	9時00分～17時00分 ※第2、4土曜日は13時～17時
第七小学校	日	9時00分～21時00分	日	9時00分～16時00分
第八小学校 Tel:465-8381	火・水 土・日・祝	17時00分～18時30分 9時00分～17時00分	火 水・金 土・日・祝	17時00分～18時30分 17時30分～18時30分 9時00分～17時00分
第九小学校	火・木 土 日 祝	17時00分～21時00分 9時00分～21時00分 9時00分～16時00分 9時00分～17時00分	土・日・祝	9時00分～17時00分
第十小学校 Tel:469-5443	水 土・日 祝	17時30分～21時00分 9時00分～21時00分 9時00分～17時00分	土・日・祝	9時00分～17時00分
第一中学校	水・木・土	【メイン・サブアリーナ・武道場】 18時30分～21時00分	月～日	18時30分～21時00分 ※夜間照明有料
			【テニスコート】 月～金	9時00分～12時00分 ※祝日・長期休業中は除く
第二中学校	木・土・日	18時30分～21時00分	開放していません。	
第三中学校	水・日	18時30分～21時00分	開放していません。	
第四中学校	木	19時00分～21時00分	開放していません。	
第五中学校	木	【4月～10月】 19時00分～21時00分 【11月～3月】 18時30分～21時00分	開放していません。	

※第一中学校校庭は夜間照明(有料)が必要となります。1時間当り全灯 1,500 円 6基 1,000 円 5基 800 円。

※第二、三、四、六、八、十小学校は運営委員会を組織していますので、直接学校へお問合せください。

上記以外の学校開放について（目的外利用）

上記（朝霞市立小中学校体育施設開放に関する規則）以外の学校開放については、朝霞市立学校施設の使用許可に関する規則に基づき、利用団体は、学校長に学校施設使用許可申請書（手引きP35参照）を提出し許可を受け、学校長は教育管理課へ学校施設使用許可報告書（手引きP36参照）を報告します。

朝霞市立朝霞第一小学校

所在地 〒351-0014 朝霞市膝折町4丁目11番7号 TEL 048-461-0052

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・バスケットボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（1面） ・卓球（5台） ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス
- ・ソフトバレーボール ・武道 ・レクリエーション ・フットサル

○校庭

- ・少年野球（1面） ・野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・サッカー（1面）
- ・ソフトボール（1面） ・鳴子踊り

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	体操、新体操、ダンス	—	—
	ネット	1枚	ソフトバレーボール	—	—
バドミントン	支柱	1組	武道	—	—
	ネット	1枚	レクリエーション	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	—	—	フットサル	—	—
卓球	卓球台 (ネット込)	5台	少年野球、野球、 ソフトボール	—	—
鳴子踊り	—	—	少年サッカー サッカー	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・活動後は必ず清掃をお願いします。
- ・使用中に破損等があった場合は、必ず学校へお知らせください。
- ・エアコン使用後は必ず電源をOFFにしてください。

朝霞市立朝霞第二小学校

所在地 〒351-0007 朝霞市岡3丁目16番13号 TEL 048-461-0042

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（2面） ・バスケットボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（2面） ・卓球（4台）
- ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・ソフトバレーボール ・武道 ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・サッカー（1面）
- ・ソフトボール（1面） ・鳴子踊り

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	2組	体操、新体操、ダンス	—	—
	ネット	2枚	ソフトバレーボール	—	—
バドミントン	支柱	2組	武道	—	—
	ネット	2枚	レクリエーション	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	—	—	少年野球、野球、 ソフトボール	—	—
卓球	卓球台 (ネット込)	4組	少年サッカー サッカー	—	—
鳴子踊り	—	—			

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・年に2回（3回）の学校開放運営委員会に参加していただきて了承を得た上で利用してください。
- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・利用の際には、学校開放運営委員会で周知したルールを守っていただきます。
- ・小学生以下の団体が利用する場合には、次の団体との時間を30分空けてください。
- ・使用後は、使用した場所、トイレの清掃をお願いします。
- ・除草作業、その他、学校の清掃、作業にご協力をいただきます。
- ・その他、学校の定めに従って利用してください。

朝霞市立朝霞第三小学校

所在地 〒351-0033 朝霞市大字浜崎230番地 TEL 048-471-1630

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面）
- ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（2面）
- ・卓球（4台）

○校庭

- ・少年野球（1面）
- ・少年サッカー（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	2組	卓球	卓球台	4
バドミントン	支柱	2組	少年野球	—	—
	ネット	2	少年サッカー	サッカーゴール	1組
ミニバスケットボール	—	—	—	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。

朝霞市立朝霞第四小学校

所在地 〒351-0015 朝霞市幸町1丁目6番9号 TEL 048-461-0363

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・バスケットボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（3面） ・卓球（5台） ・鳴子踊り
- ・体操 ・新体操 ・ダンス ・ソフトバレーボール ・武道 ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・ソフトボール（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	2組	体操、新体操、ダンス	—	—
	ネット	2枚	ソフトバレーボール	支柱	3組
バドミントン	支柱	3組	武道	—	—
	ネット	5枚	レクリエーション	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	—	—	少年野球 ソフトボール	—	—
卓球	卓球台 (ネット込)	5台	少年サッカー	—	—
鳴子踊り	—	—	—	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。

朝霞市立朝霞第五小学校

所在地 〒351-0024 朝霞市泉水3丁目16番1号 TEL 048-462-0455

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・バスケットボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（3面） ・卓球（3台）
- ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	卓球	卓球台 (ネット込)	3台
	ネット	1枚	体操、新体操、ダンス	—	—
	アンテナ	1組	鳴子踊り	—	—
バドミントン	支柱	3組	レクリエーション	—	—
	ネット	3枚	少年野球	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	—	—	少年サッカー	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・更衣室、シャワー室は利用できません。
- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・原則、団体の活動に使用する備品は学校で保管できません。
- ・駐車場を使用することは可能ですが、駐車場枠外には絶対に駐車しないでください。満車の場合は、近隣のコインパーキングをご利用ください。
- ・使用後は、責任者が施設の見回りを行い、ゴミや消耗品が残っていないか必ず確認してください。
- ・特に夜間は近隣住民の迷惑となりますので、使用後は速やかに退出してください。
- ・最後に使用した団体は、鍵や機械警備の施錠忘れがないようにしてください。
- ・校庭利用時は、使用した野球ボールの回収忘れがないように、責任者や選手自身で施設を見回るなどしてください。
- ・使用の都合で移動した備品（ベンチ・ゴール等）は、必ず原状復帰をしてください。なお、子供達の安全のため、再固定をしっかりと願います。
- ・敷地内（駐車場、門付近含む）は全面禁煙です。
- ・上記の事項を守れないと、使用を中止する場合があります。

朝霞市立朝霞第六小学校

所在地 〒351-0011 朝霞市本町1丁目25番1号 TEL 048-461-0410

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（2面） ・バドミントン（下表確認） ・ミニバスケットボール（2面） ・鳴子踊り
- ・体操 ・新体操 ・ダンス ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・ソフトボール（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	2組	鳴子踊り	—	—
	ネット	2枚	体操、新体操、ダンス	—	—
バドミントン 専用の支柱、ネット等 なし。簡易的なものな どをご自身で準備いた だく場合は使用可能	支柱	—	レクリエーション	—	—
	ネット	—	少年野球 ソフトボール	—	—
ミニバスケットボール	—	—	少年サッカー	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・施設や物品の破損等ありましたら、必ず学校にご報告ください。

朝霞市立朝霞第七小学校

所在地 〒351-0036 朝霞市北原2丁目6番1号 TEL 048-472-9172

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面） ・バドミントン（2面）
- ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・ミニテニス ・ソフトバレーボール ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	体操、新体操、ダンス	—	—
	ネット	1枚	ミニテニス	—	—
バドミントン	支柱	2組	ソフトバレーボール	—	—
	ネット	2枚	レクリエーション	—	—
ミニバスケットボール	—	—	少年野球	—	—
鳴子踊り	—	—	少年サッカー	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・長机を借りる場合は、生涯学習・スポーツ課（048-463-2403）へ事前に連絡してください。
貸受及び片付けは団体で行ってください。
貸受は金曜日の午後4時から5時の間、片付けは月曜日の午前8時30分から8時45分の間に行ってください。
- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体でご用意ください。

朝霞市立朝霞第八小学校

所在地 〒351-0012 朝霞市栄町5丁目1番41号 TEL 048-465-8381

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・ミニバスケットボール（1面） ・バドミントン（3面）
- ・卓球（5台） ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・ソフトバレーボール ・武道
- ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・ソフトボール（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	ソフトバレーボール	支柱 (バドミントン用)	3組
バドミントン	支柱	3組	武道	—	—
ミニバスケットボール	—	—	レクリエーション	—	—
卓球	卓球台	5台	少年野球 ソフトボール	—	—
鳴子踊り	—	—	少年サッカー	—	—
体操、新体操、ダンス	—	—			

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）・ネット類は団体で用意してください。
- ・現状復帰が基本となります。
- ・翌日朝の学校行事の関係で、前日に準備していることがあります。その際も、準備しているとおりの復旧してください。

朝霞市立朝霞第九小学校

所在地 〒351-0003 朝霞市大字台295番地 TEL 048-466-4481

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・バスケットボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（2面） ・卓球（5台）
- ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・ソフトバレーボール ・ミニテニス
- ・武道 ・レクリエーション ・フットサル

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・ソフトボール（1面） ・鳴子踊り

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	体操、新体操、ダンス	マット	5枚
	ネット	1枚	ソフトバレーボール	—	—
バドミントン	支柱	2組	ミニテニス	—	—
	ネット	2枚	武道	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	1組	—	レクリエーション	—	—
卓球 （2階で使用可能）	卓球台 （ネット無）	5台	少年野球 ソフトボール	—	—
鳴子踊り	—	—	少年サッカー	ゴールは増築 工事完了まで 不可	—
フットサル	—	—			

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。

朝霞市立朝霞第十小学校

所在地 〒351-0023 朝霞市大字溝沼828番地の1 TEL 048-469-5443

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（1面） ・バスケットボール（1面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（2面） ・卓球（4台） ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス
- ・ソフトバレーボール ・武道（柔道は不可） ・レクリエーション

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	ソフトバレーボール	支柱	1組
バドミントン	支柱	2組	武道（柔道は不可）	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	—	—	レクリエーション	—	—
卓球	卓球台 （ネット無）	4台	少年野球	—	—
鳴子踊り	—	—	少年サッカー	—	—
体操、新体操、ダンス	—	—	—	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・破損及び施設の不具合等がありましたら、学校までご連絡をお願いします。

朝霞市立朝霞第一中学校

所在地 〒351-0013 朝霞市大字膝折2番地の31 TEL 048-461-0076

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（2面） ・バスケットボール（2面） ・ミニバスケットボール（2面）
- ・バドミントン（8面） ・卓球（6台） ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・武道

○校庭

- ・少年野球（1面） ・少年サッカー（1面） ・ソフトボール（1面） ・鳴子踊り

○テニスコート

- ・オムニコート（2面） ・クレーコート（2面）

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	2組	体操、新体操、ダンス	—	—
バドミントン	支柱	8組	武道	—	—
ミニバスケットボール バスケットボール	—	—	少年野球 ソフトボール	—	—
卓球 （サブアリーナ） ※部活所有の7台は使用禁止）	卓球台	6台	少年サッカー	—	—
鳴子踊り	—	—			

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・道具類（ネット、ボール、シャトル等）は全て各団体でご用意ください。
- ・ゴミ等は全てお持ち帰りください。
- ・学校の施設、備品等には手を触れないでください。
- ・サブアリーナ等2階の施設をご利用の団体は、1階のトイレをご利用ください。

朝霞市立朝霞第二中学校

所在地 〒351-0007 朝霞市大字岡199番地 TEL 048-461-6540

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（2面） ・バスケットボール（2面） ・バドミントン（4面）
- ・卓球（15台） ・鳴子踊り ・体操 ・新体操 ・ダンス ・レクリエーション

※校庭は貸出しておりません。

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	1組	卓球	卓球台 (ネット込み)	15台
	ネット	2組	鳴子踊り	—	—
バドミントン	支柱	2組	体操、新体操、ダンス	—	—
バスケットボール	—	2面 (ゴール 4カ所)	レクリエーション	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・使用できる道具は多いですが、破損しているものを工夫して使用しているため、不調、怪我等の責任は負えません。

朝霞市立朝霞第三中学校

所在地 〒351-0023 朝霞市大字溝沼1043番地の1 TEL 048-464-7575

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目

○体育館

・バレーボール（2面） ・バスケットボール（2面） ・バドミントン（6面） ・鳴子踊り

※校庭は開放しておりません。

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	3組
	ネット	3組
バドミントン	支柱	6組
バスケットボール	—	—
鳴子踊り	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

・消耗品（ボール、バドミントンネット、シャトル等）は団体で用意してください。

朝霞市立朝霞第四中学校

所在地 〒351-0012 朝霞市栄町5丁目1番60号 TEL 048-466-4711

使用可能施設 体育館

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（3面）
- ・バスケットボール（2面）
- ・バドミントン（4面）
- ・ミニテニス
- ・ソフトバレーボール
- ・武道
- ・レクリエーション
- ・フットサル

※校庭は開放しておりません。

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量	種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	2組	ミニテニス	—	—
	ネット	3枚	ソフトバレーボール	—	—
	アンテナ	2組	武道	—	—
バドミントン	支柱	4組	レクリエーション	—	—
	ネット	10枚	フットサル	—	—
バスケットボール	—	—	—	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・ネット（支柱）の高さは変えないでください。
- ・体育館入口外（階段を上ったところ）から土足厳禁です。体育館に入る前に上履きに履き替えてください。

朝霞市立朝霞第五中学校

所在地 〒351-0031 朝霞市大字宮戸1580番地 TEL 048-471-2236

使用可能施設 体育館、校庭

使用可能設備・種目・備品

○体育館

- ・バレーボール（2面） ・バスケットボール（2面） ・バドミントン（6面）
- ・卓球（10台） ・鳴子踊り

※校庭は開放しておりません。

※ここに記載のない種目は直接学校にお問い合わせください。

使用可能備品

種目	備品名	数量
バレーボール	支柱	3組
	ネット	3枚
バドミントン	支柱	6組
	ネット	6枚
バスケットボール	—	—
卓球	卓球台（ネット込）	10台
鳴子踊り	—	—

※こちらに記載のない備品は使用することができません。

ご利用にあたって（学校からのお願い）

- ・消耗品（ボール、シャトル等）は団体で用意してください。
- ・使用後、必ず清掃、後片付けをお願いします。
- ・定期的にトイレ清掃をお願いします。
- ・敷地内での喫煙はご遠慮願います。
- ・必要な給水以外の飲食はご遠慮願います。

学校体育施設開放事業 事故等対応要項

全般

この要項は、各学校の備品の貸出状況、学校からの注意事項のほか、緊急時の対応方法について記したものです。内容の大小に関わらず、利用者日誌に対応記録を記載し、鍵の返却と併せて総合体育館に提出してください。場合によっては生涯学習・スポーツ課又は学校から対応等を指示する場合がありますので、その際はそれに従ってください。

なお、事故当日が休日又は開庁時間外の場合は、総合体育館に利用者日誌を提出してください。

警備システム誤操作の場合

- 1 警備会社（048-620-5503 ビソー工業㈱管制センター）に誤発報させてしまった旨を連絡してください。
- 2 利用者日誌に誤発報させてしまった旨を記入し、提出してください。

火災報知設備誤操作の場合

- 1 警備会社（048-620-5503 ビソー工業㈱管制センター）に誤発報させてしまった旨を連絡してください。
 - 2 利用者日誌に「誤発報させてしまい警備会社に対応してもらった」旨を記入し、提出してください。
- ※ 非常用のベルが鳴りやまない場合、総合体育館（048-465-9811）に連絡してください。その際、「団体名、利用学校、連絡先」を伝えてください。

窓ガラス破損の場合

- 1 総合体育館（048-465-9811）に連絡してください。その際、「団体名、利用学校、連絡先」を伝えてください。
- 2 ガラス店に修復を依頼してください。費用は自己負担（個人又はチーム）です。職員の指示があるまでそのまま待機してください。
※当日修復できない場合は、段ボール等、厚紙で応急処置をしていただき、破片等をきれいに片づけてください。
- 3 利用者日誌に破損状況と対応を記入し、生涯学習・スポーツ課へ提出してください。

ガラス店一覧

店名	電話番号	店名	電話番号
塩野硝子店	048-461-0412	細田硝子店	048-461-0415

鍵が折れた場合

- 1 総合体育館（０４８－４６５－９８１１）に連絡してください。その際、「団体名、利用学校、連絡先」を伝えてください。
- 2 鍵店に修復を依頼してください。費用は自己負担（個人又はチーム）です。
- 3 利用者日誌に破損状況と対応を記入し、生涯学習・スポーツ課へ提出してください。

鍵店一覧

店名	電話番号
細田硝子店	048-461-0415

AEDの使用

※AEDが必要な症状→呼び掛けに対して反応がない、普段どおりの呼吸がない状態

- 1 119番通報し、救急車を要請してください。
- 2 学校の体育館からAEDを持ち出して使用してください。
※全学校の体育館にAEDがあります。
※AED本体の使用方法及び心肺蘇生法については、手引き内の救命措置の資料を参考にし、AED本体の音声案内に従ってください。また、的確な対処ができるように事前に消防署等で開催されている講習会を積極的に受講してください。
- 3 AEDを使用する際に体育館が施錠されている場合は、ガラスを怪我のないように割り、鍵を開けて中に入り、AEDを持ち出して使用してください。（使用後は元の場所へ格納してください。）
- 4 ガラスを割った場合は、警備会社（０４８－６２０－５５０３ ビソー工業㈱管制センター）及び総合体育館（０４８－４６５－９８１１）へ連絡し、AEDを取り出すためにガラスを割ったことを伝えてください。その際、「団体名、利用学校、連絡先」を伝えてください。
- 5 利用者日誌に対応状況を記入し、生涯学習・スポーツ課へ提出してください。

施設が停電した場合

- 1 総合体育館（０４８－４６５－９８１１）に連絡してください。その際、「団体名、利用学校、連絡先」を伝えてください。
- 2 状況によっては当日すぐに対応できない場合があります。その場合、復旧までの期間は、夜間の体育館の利用を中止といたします。
- 3 利用者日誌に対応結果を記入し、生涯学習・スポーツ課へ提出してください。

その他の破損事故の場合

（学校の設備・器具等の破損で、防犯上や学校の授業等へ影響がないもの）

- 1 利用者日誌に破損状況と対応を記入し、生涯学習・スポーツ課へ提出してください。
- 2 翌日以降、学校に速やかに連絡してください。なお、修繕費用は自己負担です。

Ⅱ

救命処置の手順(心肺蘇生とAEDの使用手順)

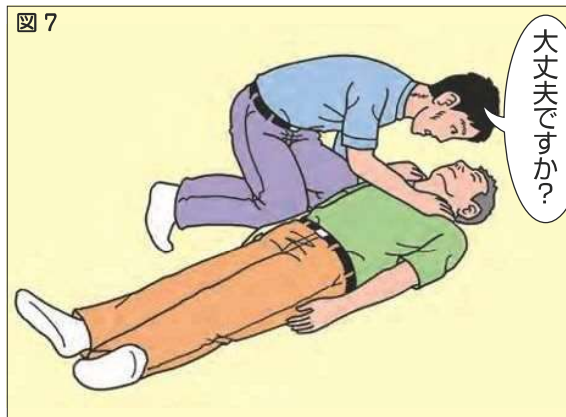
1 | 心肺蘇生の手順

1 反応(意識)を確認する

- 傷病者の耳もとで「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみます。

ポイント

- 呼びかけなどに対して目を開けるか、なんらかの返答または目的のあるしぐさがなければ「反応なし」と判断します。
- けいれんのような全身がひきつるような動きは「反応なし」と判断します。
- 反応があれば、傷病者の訴えを聞き、必要な応急手当を行います。



反応の確認

2 助けを呼ぶ

- 反応がなければ、大きな声で「誰か来て! 人が倒れています!」と助けを求めます。
- 協力者が来たら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAEDを持ってきてください」と具体的に依頼します。

ポイント

- 救助者が一人の場合や、協力者が誰もいない場合には、次の手順に移る前に、まず自分で119番通報をしてください。また、すぐ近くにAEDがあることがわかっている場合にはAEDをとりに行ってください。
- 119番通報すると、通信指令員が次の手順を指導してくれます。



119番通報とAEDの手配

3 呼吸の確認

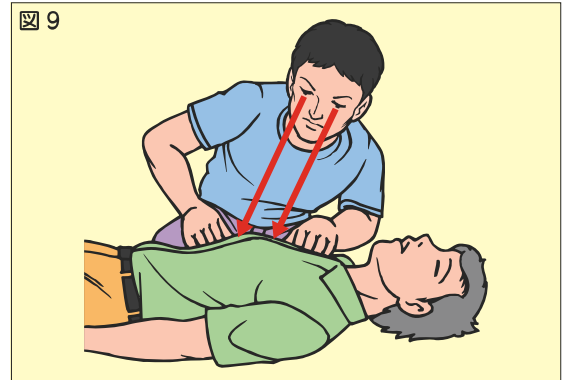
傷病者が「普段どおりの呼吸」をしているかどうかを確認します。

- 傷病者のそばに座り、10秒以内に傷病者の胸や腹部の上がり下がりを見て、普段どおりの呼吸をしているか判断します。

ポイント

次のいずれかの場合には、「普段どおりの呼吸なし」と判断します。

- 胸や腹部の動きがない場合
- 約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合
- しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合
 （心停止が起こった直後には、呼吸に伴う胸や腹部の動きが普段どおりでない場合や、しゃくりあげるような途切れ途切れに起きる呼吸がみられることがあります。この呼吸を「死戦期呼吸^{しせんき}」といいます。「死戦期呼吸」は「普段どおりの呼吸」ではありません。）



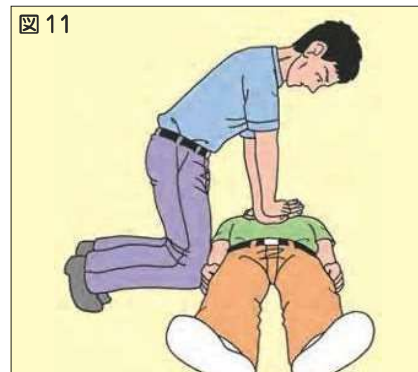
呼吸の確認

4 胸骨圧迫^{きょうこつ}

傷病者に普段どおりの呼吸がないと判断したら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。

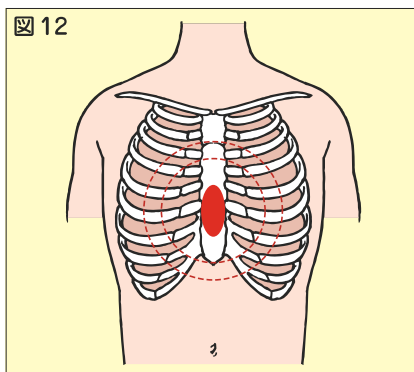


胸骨圧迫

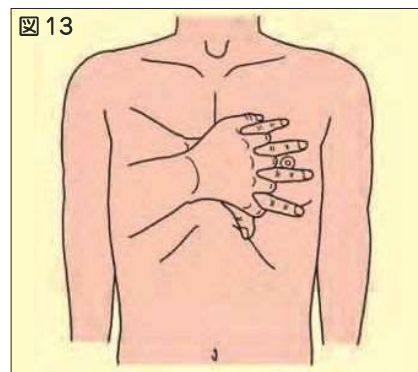


胸骨圧迫の姿勢

- 胸の真ん中（図12）を、重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。
 - 胸の真ん中（図12）に、片方の手の付け根を置きます。
 - 他方の手をその手の上に重ねます。両手の指を互いに組むと、より力が集中します（図13）。



胸骨圧迫部位



両手の置き方

- 肘^{ひじ}をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が少なくとも 5 cm 沈むほど強く圧迫します（図 14～17）。
- 1 分間に少なくとも 100 回の速いテンポで 30 回連続して絶え間なく圧迫します。
- 圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に力を抜きます。



両手の組み方と力を加える部位



垂直に圧迫する



斜めに圧迫しない



肘を曲げて圧迫しない

- 小児に対しては、両手または片手で、胸の厚さの約 $1/3$ が沈むほど強く圧迫します。



小児への胸骨圧迫

5 人工呼吸（口対口人工呼吸）

30回の胸骨圧迫終了後、口対口人工呼吸により息を吹き込みます。

(1) 気道確保（図19 頭部後屈あご先挙上法）

- 傷病者の喉の奥を広げて空気を肺に通しやすくします（気道の確保）。
- 片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、頭を後ろにのけぞらせ（頭部後屈）、あご先を上げます（あご先挙上）。

ポイント

- 指で下あごの柔らかい部分を強く圧迫しないようにします。

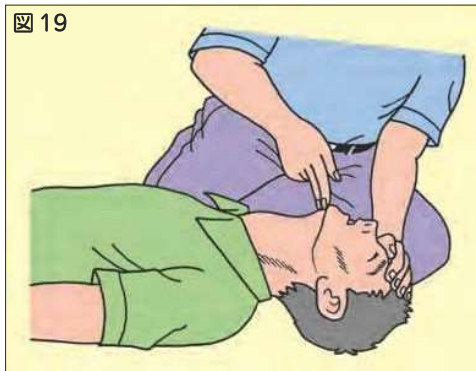
(2) 人工呼吸

- 気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまみます。
- 口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。傷病者の胸が持ち上がるのを確認します（図20）。
- いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。

ポイント

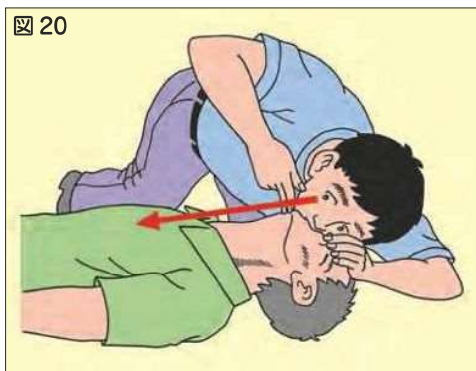
- 2回の吹き込みで、いずれも胸が上がるのが理想ですが、もし、胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進みます。
- 人工呼吸をしている間は胸骨圧迫が中断しますが、その中断時間はできるだけ短くなるようにしてください。
- 感染防護具（図21～23 一方向弁付きの感染防止用シートあるいは人工呼吸用マスク）を持っていると役立ちます。
- 傷病者の顔面や口から出血している場合や、口と口を直接接触させて口対口人工呼吸を行うことがためられる場合には、人工呼吸を省略し、胸骨圧迫のみを続けます。

図19



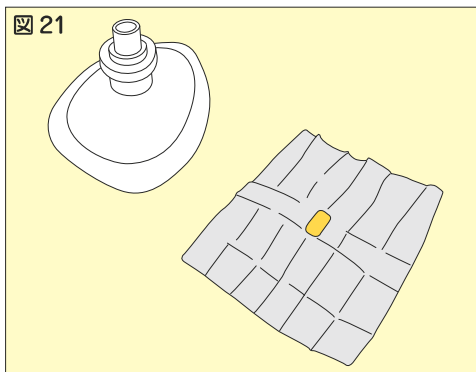
頭部後屈あご先挙上法

図20



胸が持ち上がるのを確認する

図21



感染防護具

図22



一方向弁付感染防止用シート

図23



一方向弁付人工呼吸用マスク

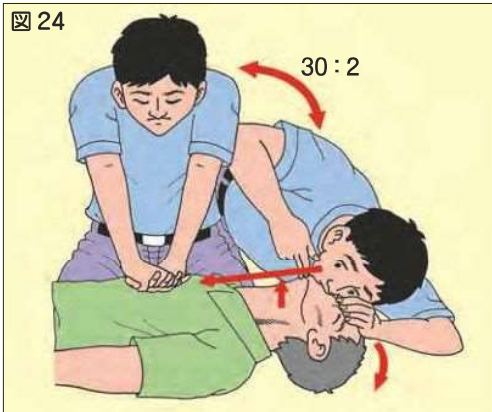
6 心肺蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸）の継続

- 胸骨圧迫を 30 回連続して行った後に、人工呼吸を 2 回行います。
- この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30：2 のサイクル）を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続けます。

ポイント

- 胸骨圧迫を続けるのは疲れるので、もし救助者が二人以上いる場合は、1～2 分間程度を目安に、胸骨圧迫の役割を交代するのがよいでしょう。
- 心肺蘇生を中止するのは次の場合です。
 - ① 救急隊に心肺蘇生を引き継いだとき（救急隊が到着してもあわてて中止せずに、救急隊の指示に従います。）
 - ② 心肺蘇生を続けているうちに傷病者が目を開けたり、普段どおりの呼吸をし始めた場合

図 24



胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

胸骨圧迫30回

- 胸の真ん中（胸骨の下半分）を圧迫
- 強く（少なくとも胸が 5 cm 沈み込むまで）
- 速く（少なくとも 1 分間に 100 回のテンポ）
- 絶え間なく（30 回連続）
- 圧迫と圧迫の間は力を抜く（胸から手を離さずに）

人工呼吸2回

- 口対口で鼻をつまみながら息を吹き込む
- 胸が上がる程度
- 1 回約 1 秒間かけて
- 2 回続けて試みる
- 10 秒以上かけない

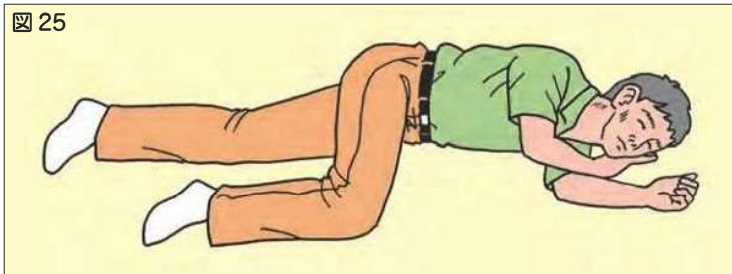
ポイント

反応はないが普段どおりの呼吸をしている場合は……

回復体位

- 反応はないが普段どおりの呼吸をしている場合は、気道の確保を続けて救急隊の到着を待ちます。気道確保は人工呼吸を行う場合と同様に、頭部後屈あご先挙上法で行います。
- 吐物などによる窒息の危険があるか、やむを得ず傷病者のそばを離れるときには、傷病者を横向きに寝かせます。このような姿勢を回復体位といいます。

図 25



回復体位

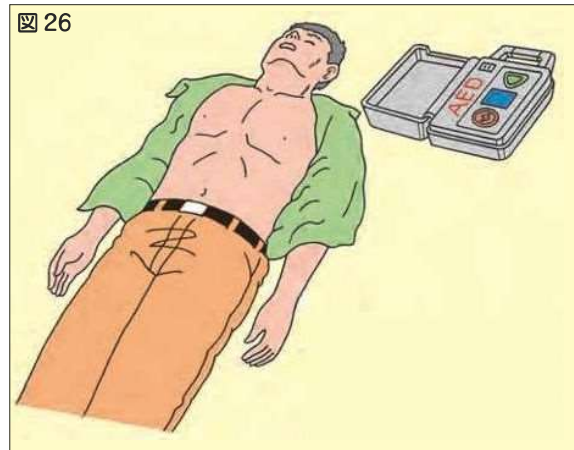
2 AED の使用手順

- 心肺蘇生を行っている途中で、AED が届いたらすぐに AED を使う準備を始めます。
- AED にはいくつかの種類がありますが、どの機種も同じ手順で使えるように設計されています。AED は電源が入ると音声メッセージと点滅するランプで、あなたが実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いてそれに従ってください。
- 可能であれば、AED の準備中も心肺蘇生を続けてください。

7 AEDの到着と準備

① AED を傷病者の近くに置く

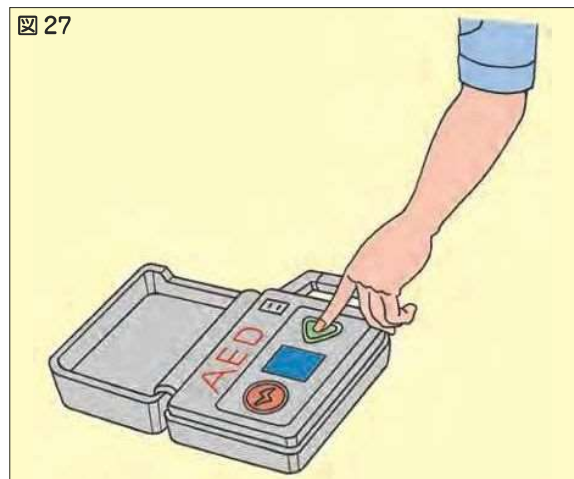
- AED を傷病者の近くに置きます。ケースから本体を取り出します。



AEDを置く場所

② AED の電源を入れる

- AED のふたを開け、電源ボタンを押します。ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。
- 電源を入れたら、以降は音声メッセージと点滅するランプに従って操作します。



AEDの電源を入れる

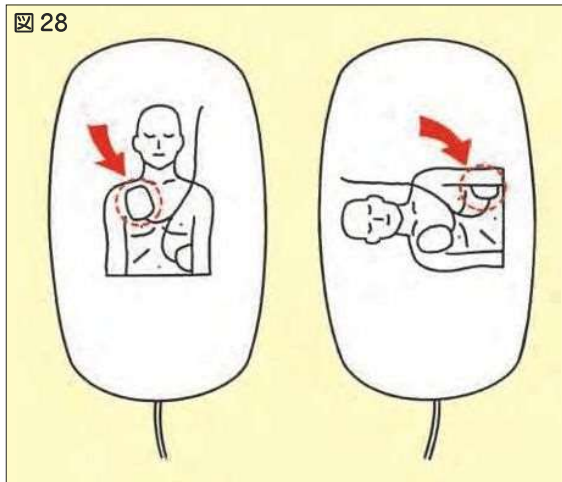
③ 電極パッドを貼る

- 傷病者の衣服を取り除き、胸をはだけます。
- 電極パッドの袋を開封し、電極パッドをシールからはがし、粘着面を傷病者の胸の肌にしっかりと貼り付けます。
- 機種によっては電極パッドのケーブルをAED本体の差込口（点滅している）に入れるものがあります。

ポイント

- 電極パッドは、胸の右上（鎖骨の下）および胸の左下側（脇の5～8cm下）の位置に貼り付けます（貼り付ける位置は電極パッドに絵で表示されていますので、それに従ってください）。
- 電極パッドを貼り付ける際にも、可能であれば胸骨圧迫を継続してください。
- 電極パッドは、肌との間にすき間を作らないよう、しっかりと貼り付けます。アクセサリなどの上から貼らないように注意します。
- 成人用と小児用の2種類の電極パッドが入っている場合や、成人用モードと小児用モードの切り替えがある機種があります。その場合、小学生以上には成人用の電極パッド（成人用モード）を使用し、未就学児には小児用の電極パッド（小児用モード）を使用してください。成人には、小児用電極パッド（小児用モード）は使用しないでください。

図 28



電極パッド

図 29



電極パッドを貼り付ける位置

8 心電図の解析

- 電極パッドを貼り付けると“体に触れないでください”などと音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まります。このとき、「みなさん、離れて!!」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 一部の機種には、心電図の解析を始めるために、音声メッセージに従って解析ボタンを押すことが必要なものがあります。
- “ショックは不要です”などの音声メッセージが流れた場合は、ただちに胸骨圧迫を再開します。

図 30



解析中は音声メッセージに従い離れる

9 電気ショック

- AED が電気ショックを加える必要があると判断すると“ショックが必要です”などの音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まります。充電には数秒かかります。
- 充電が完了すると、“ショックボタンを押してください”などの音声メッセージが出て、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が出ます。
- 充電が完了したら、「ショックを行います。みなさん、離れて!!」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。

ポイント

- ショックボタンを押す際は、必ず自分が傷病者から離れ、誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 電気ショックが加わると、傷病者の腕や全身の筋肉が一瞬けいれんしたようにビクッと動きます。

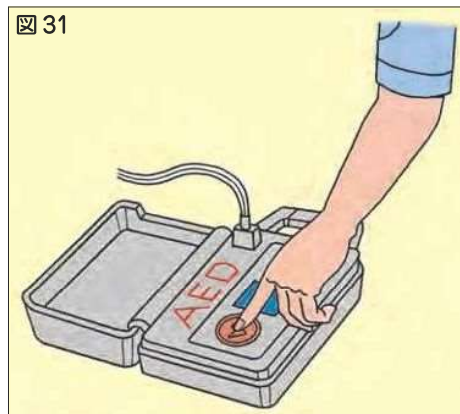


図 31 ショックボタンを押す

10 心肺蘇生の再開

- 電気ショックが完了すると、“ただちに胸骨圧迫を開始してください”などの音声メッセージが流れますので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開します。

ポイント

- AED を使用する場合でも、AED による心電図の解析や電気ショックなど、やむを得ない場合を除いて、胸骨圧迫の中断をできるだけ短くすることが大切です。



図 32 ただちに胸骨圧迫を再開

11 AED の手順と心肺蘇生の繰り返し

- 心肺蘇生を再開して 2 分ほど経ったら、再び、AED が自動的に心電図の解析を行います。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も、傷病者から離れます。
- 以後は、＜[8] 心電図の解析、[9] 電気ショック、[10] 心肺蘇生の再開＞の手順を、約 2 分間おきに繰り返します。

参 考

● 心肺蘇生を中止するときは

- ① 救急隊に引き継いだとき
救急隊が到着したら、傷病者の倒れていた状況、実施した応急手当、AED による電気ショックの回数などをできるだけ伝えます。
- ② 傷病者が目を開けたり、あるいは普段どおりの呼吸が出現した場合
気道確保が必要になるかもしれないため、慎重に傷病者を観察しながら救急隊を待ちます。この場合でも、AED の電極パッドははがさず、電源も入れたままにしておきます。吐物などによる窒息の可能性がある場合や、やむを得ずその場を離れる場合は回復体位 (p.12 図 25 参照) にします。



こんな場合は？

① 電極パッドを貼るとき

● 傷病者の胸が濡れている場合

濡れている場合は、タオル等でふき取ってから電極パッドを貼ります。

● 胸に貼り薬があり、電極パッドを貼る際に邪魔になる場合

胸に貼る薬で、電極パッドを貼る際に邪魔になるものとして、ニトログリセリン製剤や喘息薬などがあります。これらの薬が貼られている場合は、それをはがして、肌に残った薬剤をふき取ってから電極パッドを貼ります。

● 心臓ペースメーカーや除細動器が胸に植込まれている場合

胸の皮膚が盛り上がっており、下に固いものが触れるのでわかります。電極パッドを貼る位置に心臓ペースメーカーや除細動器の出っ張りがあるときは、そこを避けて電極パッドを貼ります。



図 33 濡れている胸をふき取る

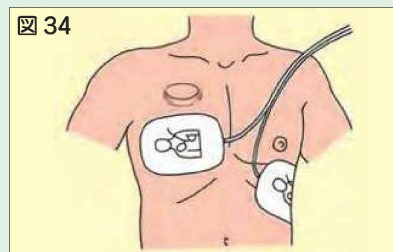


図 34 心臓ペースメーカーなどが植込まれている場合

② 電気ショックの適応がない場合

心電図解析の後“ショックは不要です。ただちに胸骨圧迫を開始してください”などの音声メッセージが出たら、電気ショックが必要のない状態です。この場合には、メッセージに従ってただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開します。

心肺蘇生を再開して2分ほど経ったら、自動的にAEDが心電図の解析を行いますので、AEDの音声メッセージに従ってください。

③ AEDのメッセージとテキストの手順が異なる場合

AEDの機種によっては、このテキストの手順と異なる音声メッセージが流れるものがあります。その場合には、その機種のメッセージに従ってください。

最新の機種のAEDでは、このテキストの手順に沿ったプログラムになっています。すなわち、心電図を解析して必要なときは電気ショックを1回だけ行い、ただちに胸骨圧迫と人工呼吸を行うよう指示して、その後は約2分おきに心電図の解析を行う手順となっています。

これに対し、すでに普及している古い機種の一部には、このテキストの手順と異なるプログラムのものがあります。すなわち、心電図を解析して必要なときは電気ショックを行います。引き続き心電図の解析と電気ショックを繰り返し、必要があれば連続して最大3回の電気ショックを行う（その後に胸骨圧迫と人工呼吸に移る）手順のものです。

今後は次第に新しい機種のAEDが普及していくものと思われますが、もし、古い機種のAEDに出会った場合には、そのAEDの指示する音声メッセージと点滅ランプに従って電気ショックを行ってください。このような機種でも効果は十分にあります。機種や手順にいくらかの違いがあっても、大切なことはその機種のメッセージに従って、電気ショックを行うことです。

(表)

様式第1号(第6条関係)

学校体育施設開放施設利用団体登録申請書

年 月 日現在

団体の名称				活動種目	
団体の所在地					
代表 責任 者	氏名				
	住所				
	年齢		電話番号		
No	氏名	年齢	住所	電話番号	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(注) 記入上の注意

- 1 団体登録は年度ごとに登録が必要です。
- 2 市内在住又は在勤の方で開放施設を利用する又は利用すると思われる方をすべて記入してください。
- 3 市内在勤の方は、住所欄に「会社名と会社の所在地」を記入してください。
- 4 登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに教育委員会に届け出てください。

利用申請書の書き方

開放施設利用申請書を記入するに当たり下の例をよく読みお間違いのないように記入してください。

なお、申請書に記入漏れなどあるとお貸しできない場合もありますのでご注意ください。

記入例

学校体育施設開放施設利用申請書

令和〇〇年△△月◇◇日

朝霞市教育委員会 宛

申請者 住 所 朝霞市本町 1 - 1 - 1
氏 名 朝霞 花子
電話番号 4 6 3 - 1 1 1 1

下記のとおり、開放施設を利用したいので申請します。

団体名及び代表責任者氏名	団 体 名			代表責任者氏名	
	朝霞〇〇▲▲クラブ			朝霞 太郎	
利 用 施 設	朝霞第 5 ^小 学校 体育館 校 庭 ・ 夜間照明				
利 用 日 時 及 び 人 数	月	日	曜日	時 間	人 数
	5	1	水	18:30~21:00	20 人
		11、18	土	9:00~11:00	20 人
		30	木	18:30~21:00	20 人
利 用 目 的	バスケットボール				
夜間照明使用料	使 用 区 分		1 時間当たりの使用料	利用時間	使 用 料
	全点灯・一部点灯 基		円	時間	円

(注) 太線の枠内だけ記入してください。

5/30 ××クラブと半面ずつ使用

原則、申請書は学校ごと、月ごとに申請書を1枚記入してください。

曜日・時間が一致している場合、一つの欄に複数日程記入することも可能です。

体育館などを他団体と半面ずつ使用する場合は、「いつ」「どの団体と」使用するのか申請書の余白に記入。

学校体育施設開放利用者日誌

開 放 校	朝霞第 小 ・ 中 学 校		
開 放 施 設	体育館 ・ 屋外運動場 ・ 夜間照明		
利 用 日	令 和 年 月 日 ()		
利 用 時 間	午前 ・ 午後 時 分 ～ 午前 ・ 午後 時 分		
利 用 団 体		利 用 人 数	人
代 表 責 任 者		電 話 番 号	
利 用 目 的			

□利用前の点検

・グラウンドの状況	(悪 い ・ やや軟弱 ・ 普 通 ・ 良 好)
・固定施設の安全点検	(良 ・ 不 良)
・フローアの安全点検	(良 ・ 不 良)
・用 具 の 点 検	(良 ・ 不 良)
・照明点灯盤の点検	(良 ・ 不 良)
・照 明 灯 の 点 検	(良 ・ 不 良)

□利用後の点検

・用 具 の 片 付 け	(良 ・ 不 良)
・清 掃 (ゴ ミ)	(良 ・ 不 良)
・グラウンド整備	(確 認 者)
・電気の消灯 (フロアー ・ トイレ他)	(良 ・ 不 良)
・窓 の 施 錠	(確 認 者)
・体育館出入口の施錠	(確 認 者)
・門扉の閉門、施錠	(確 認 者)
・照明点灯盤の施錠	(確 認 者)
・エアコン使用状況 (使用時間 : ～ ・ 設定温度 度)	

※エアコン使用状況はエアコン設置校のみ記入してください。

□事故災害内容

・事 故 発 生 日 時	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
・発 生 場 所	
・事 故 内 容	
・処置 (応急処置等)	

□特記事項 (けが人の氏名 ・ 連絡等)

--

団体→学校

様式第1号(第3条関係)

学校施設使用許可申請書

朝霞第 小・中学校 宛

申請日 年 月 日
 申請者 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

下記のとおり学校施設の使用許可を受けたく申請します。

使用 団体	団 体 名	
	団 体 代 表 者 (責任者)	電話 ()
	所 在 地	
使用 概要	使 用 日 時	午前 月 日 () 時 分 午前 午後 午後 時 分
	使 用 場 所	☐ 校庭 ☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 特別教室()
	使 用 人 数	人
	使 用 目 的 使 用 内 容	

学 校 事 務 処 理 欄	受 付 日	年 月 日		
	許 可 の 根 拠	☐ 第2条第1項第1号(学校開放) ☐ 第2条第1項第2号(避難所) ☐ 第2条第1項第3号(その他)		
	使 用 条 件			
教 育 委 員 会 事 前 協 議		☐ 承認する ☐ 承認しない	教育長決裁	㊟

上記申請について、(許可・不許可)いたします。

年 月 日

朝霞第 学校長(㊟)

注)学校教育の都合上、許可後においても使用できない場合があります。

学校→教育管理課

様式第2号(第3条関係)

学校施設使用許可報告書

朝霞市教育委員会 様

朝霞市立朝霞第 小・中学校長
氏名 _____ ㊞

下記のとおり学校施設の使用を許可したので報告します。

使用団体	団体名	
	団体代表者 (責任者)	電話 ()
	所在地	
使用概要	使用日時	午前 月 日 () 時 分 ~ 午後 時 分
	使用場所	☐ 校庭 ☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 特別教室()
	使用人数	人
	使用目的 使用内容	
学校事務 処理欄	受付日	年 月 日
	許可の根拠	☐ 第2条第1項第1号(学校開放) ☐ 第2条第1項第2号(避難所) ☐ 第2条第1項第3号(その他)
	使用条件	
	教育委員会の 事前協議	☐ 不要 ・ ☐ 承認済
	許可又は不 許可年月日	☐ 許可 年 月 日 ☐ 不許可 年 月 日
備考		